

兵庫県水上オートバイ安全宣言ショップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 水上オートバイの優良ユーザー拡大に向け、官民が協力して、啓発活動に取り組むため、兵庫県水上オートバイ安全宣言ショップ制度を実施することとし、その実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)安全宣言ショップ 第4条による届出を行った事業者をいう。
- (2)県自主ルール 海域・海岸における安全確保のため、水上オートバイのユーザーが守るべきルールとして、「兵庫県水上オートバイ対策に関する連絡調整会議」がとりまとめたものをいう。
- (3)暴力団等 暴力団排除条例施行規則第2条に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(対象者)

第3条 安全宣言ショップの対象者は、次に掲げる事項を満たす事業者とする。

- (1)兵庫県内に店舗を有し、水上オートバイ関連の事業(上下架、レンタル等)を行っているもの。
- (2)水上オートバイの健全な利用に向けて活動すべく、宣言書(様式1)により、以下の事項を実行することを宣言すること。
 - ①兵庫県の「水難事故等の防止に関する条例(R4.7.1 改正)」(以下、「水難防止条例」という。)や県自主ルールについて普及啓発・周知すること。
 - ②水難防止条例をはじめ海上利用に関する法令や、県自主ルールを遵守すること。
 - ③法令・ルール遵守を誓約できないユーザー(飲酒、無免許、危険行為、安全具非着用など)及び暴力団等の利用を拒否すること。
 - ④水上オートバイ利用にあたり、一般利用者(漁業関係者やプレジャーボート等利用者、海浜利用者含む)の海域・海岸利用も尊重すること。

(届出)

第4条 安全宣言ショップとして宣言を希望する事業者は、以下の書類を兵庫県土木部港湾課長(以下、「県」という。)が別途指定する日までに県に届け出るものとする。

- (1)宣言書(様式1)
- (2)誓約書(様式2)

(共有)

第5条 県は、届出のあった事業者の情報(所在地、ショップ名称)を国(海上保安部、神戸運輸監理部)、兵庫県警察本部、地元市町に共有するものとする。

(公表)

第6条 県は、届出のあった事業者に対し、啓発資料を配布するとともに、県ホームページに事業者の情報(所在地、ショップ名称)を安全宣言ショップとして掲載するものとする。

2 県は、県ホームページに掲載した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、掲載を取り消すものとする。

(1) 第3条第1号に掲げる事項に該当しないことや、第3条第2号に掲げる事項の遵守・実施が出来ないことが判明したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、県が特に必要があると認めたとき。

(取下げ)

第7条 安全宣言ショップは、宣言を取り下げようとするときは、取下げ届出書(様式3)を県に提出するものとする。

(検証)

第8条 県は、シーズン終了後、次の各号に定める検証を行うものとする。

(1) 安全宣言ショップは、別途、県が送付する自己点検シートにより、啓発活動の振り返りを行い、県に提出するものとする。

(2) 県は、水上オートバイ連絡調整会議を開催し、国(海上保安部、神戸運輸監理部)、兵庫県警察本部、地元市町と今シーズンの安全宣言ショップの活動内容や法令違反等の有無を確認するとともに、よりよい制度に向けて意見を聞くものとする。

(3) 県は、第1号及び第2号の結果、問題のある安全宣言ショップに対し、改善要請を行い、翌年5月頃に開催する水上オートバイ連絡調整会議までに改善が見込めない場合、安全宣言ショップの継続を認めないものとする。

(4) 県は、第1号から第3号までの結果も踏まえて、当該制度の改善を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。